

# 令和元年度原子力総合防災訓練実施成果報告書 参考資料

## 第1節

資料1	令和元年度原子力総合防災訓練の概要	1
資料2	令和元年度原子力総合防災訓練の結果概要	1
資料3	令和元年度原子力総合防災訓練の訓練内容	2
資料4	総合訓練の流れ	2
資料5	原子力緊急事態の危機管理体制（原子力災害対策マニュアル）	4
資料6	自然災害及び原子力災害の複合災害への対応に係る組織体制	4
資料7	令和元年度原子力総合防災訓練 訓練項目等	5
資料8	「2つのPDCAサイクル」による原子力防災体制の充実・強化	6

## 第2節

資料9	評価種別・方法	7
資料10	外部専門家・主な評価項目	7
資料11	訓練目的から評価に至る関係	8
資料12	訓練評価に基づく改善	8
資料13	訓練評価の全体像	9

## 第3節

### 1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

### 2 国が参加主体となる訓練

#### 警戒事態

資料14	住民避難に係る意思決定の流れ（警戒事態）	9
資料15	警戒事態要請文（島根原子力発電所）	10
資料16	警戒事態におけるERCの活動状況	11
資料17	警戒事態におけるOFCの活動状況	12
資料18	警戒事態におけるEMCの活動状況	13

#### 施設敷地緊急事態

資料19	住民避難に係る意思決定の流れ（施設敷地緊急事態）	13
資料20	施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（島根県）	14
資料21	施設敷地緊急事態における避難の実施方針（島根県）	15
資料22	施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（鳥取県）	17
資料23	施設敷地緊急事態要請文（島根原子力発電所）	18

#### 現地への国職員・専門家の緊急輸送

資料24	国の職員・専門家の緊急輸送	19
資料25	施設敷地緊急事態における中央合同庁舎第8号館の活動状況	20
資料26	施設敷地緊急事態におけるERCの活動状況	21
資料27	施設敷地緊急事態におけるOFCの活動状況	21
資料28	施設敷地緊急事態におけるEMCの活動状況	22

#### 全面緊急事態

資料29	住民避難に係る意思決定の流れ（全面緊急事態）	23
資料30	全面緊急事態における防護措置の実施方針（島根県）	23
資料31	全面緊急事態における避難の実施方針（島根県）	24

資料 3 2	全面緊急事態における防護措置の実施方針（鳥取県）	25
資料 3 3	全面緊急事態指示文	25
資料 3 4	全面緊急事態における官邸の活動状況	26
資料 3 5	全面緊急事態における E R C の活動状況	27
資料 3 6	全面緊急事態における O F C の活動状況	28
資料 3 7	全面緊急事態における E M C の活動状況	30
資料 3 8	自治体の災害対策本部等における活動状況	30
<b>O I L 2</b>		
資料 3 9	一時移転等の実施方針（島根県松江市）	34
資料 4 0	島根県松江市住民の一時移転の概要	35
資料 4 1	一時移転等の実施方針（鳥取県境港市）	36
資料 4 2	鳥取県境港市住民の一時移転の概要	37
資料 4 3	一時移転指示文	38
<b>3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練</b>		
<b>3. 1 P A Z 内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練</b>		
資料 4 4	P A Z 内要避難者の避難実施結果（病院、社会福祉施設）	39
資料 4 5	P A Z 内要避難者の避難実施結果（在宅要避難者）	39
<b>3. 2 P A Z 内住民の避難等実施訓練</b>		
資料 4 6	P A Z 内住民の避難実施結果（島根県松江市）	40
<b>3. 3 U P Z 内住民の屋内退避実施訓練</b>		
<b>3. 4 U P Z 内一部住民の一時移転実施訓練</b>		
資料 4 7	U P Z 内一部住民の一時移転等の実施結果（島根県）	40
資料 4 8	U P Z 内一部住民の一時移転等の実施結果（鳥取県）	41
資料 4 9	住民広報の実施状況	41
資料 5 0	避難退域時検査の活動状況	42
資料 5 1	避難所の活動状況	44
<b>3. 5 原子力災害医療訓練</b>		
資料 5 2	原子力災害医療訓練の実施状況（島根県立中央病院）	45
<b>3. 6 交通規制・警戒警備訓練</b>		
資料 5 3	交通規制・警戒警備訓練の実施状況	46
<b>3. 7 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練</b>		
資料 5 4	ヘリコプター及び船舶等による映像伝送	46
<b>4 原子力事業者が参加主体となる訓練</b>		
資料 5 5	原子力事業者訓練の実施状況	47
<b>5 その他</b>		
資料 5 6	D-N E T による避難状況把握	48
資料 5 7	島根県における新聞折込チラシ	49
資料 5 8	鳥取県における新聞広告	49
資料 5 9	島根県における緊急速報メール	50
資料 6 0	鳥取県における緊急速報メール	50
資料 6 1	鳥取県原子力防災アプリの活用状況	51

## 1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

国、地方公共団体及び原子力事業者における  
防災体制や関係機関における協力体制の実効性  
の確認

原子力緊急事態における中央と現地の体制や  
マニュアルに定められた手順の確認

「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けた

避難計画の検証

訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時  
対応等の検討

原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び  
原子力防災に関する住民理解の促進

## 2 実施時期

令和元年11月8日(金)、9日(土)、10日(日)

## 3 訓練の対象となる原子力事業所

中国電力株式会社 島根原子力発電所

## 4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市ほか関係県市町村

事業者:中国電力株式会社

関係機関:量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

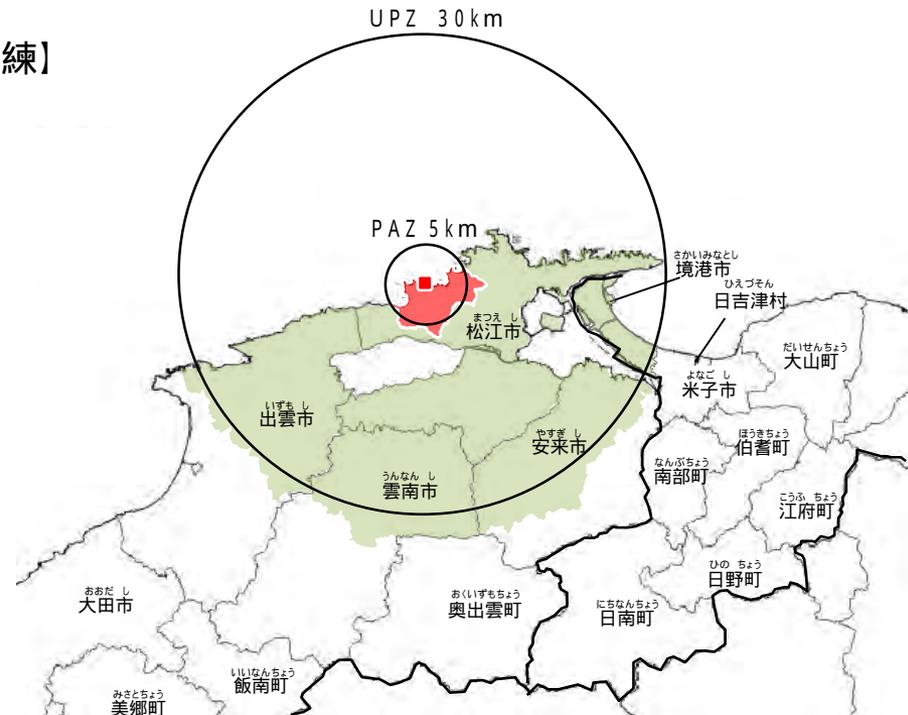
## 5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

(1) 迅速な初動体制の確立訓練

(2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

(3) 県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練



出典: テクノコ白地図イラスト(<http://technocco.jp/>)をもとに内閣府(原子力防災)作成  
PAZ(予防的防護措置を準備する区域): Precautionary Action Zone  
UPZ(緊急防護措置を準備する区域): Urgent Protective Action Planning Zone

# 令和元年度原子力総合防災訓練の結果概要

資料2

## 1. 日付

11月8日（金）14:00 ~ 10日（日）13:00

## 2. 参加機関数等

参加機関：208機関

人数：約7780人

### [内訳]

指定行政機関等	22機関	約500人
指定地方行政機関等	16機関	約110人
地方公共団体等	91機関	約2500人
指定公共機関等	3機関	約20人
指定地方公共機関等	28機関	約30人
原子力事業者	15機関	約500人
その他関係機関	33機関	約1700人
住民等の訓練参画人数		約2420人( )

住民等の避難、一時移転及び屋内退避訓練  
島根県（2日目約1260名、3日目約360名）  
鳥取県（2日目約200名、3日目約600名）

## 3. 広報訓練

新聞折込チラシ（島根県：約24万部 A4表・裏各）

新聞広告（鳥取県：約39万部 全5段（縦17cm、横38cm））

エリアメール（30km圏内の約46万人）

鳥取県原子力防災アプリ

R1.10.13 3,690件

R1.11.10 4,433件

## 4. 警戒事態における学校等避難訓練

鹿島東小学校における保護者への生徒（101人）引渡し訓練  
島根・鳥取両県の小学校・中学校・高等学校等において  
連絡訓練を多数実施

## 5. 施設敷地緊急事態における要配慮者の避難（9人）

グループホームあとむ苑（入所者、バス）	：4名
鹿島病院（入院患者、救急車・ヘリ）	：1名
在宅/島根地区（けが人、自衛隊車両・ヘリ）	：1名
在宅/鹿島・生馬・古江地区（要支援者、福祉車両）	：3名

あとむ苑からの避難者には実際の入所者1名を含む。その他は  
模擬参加。

## 6. 原子力緊急事態（放出前）におけるP A Z内の住民の避難

松江市500人 大田市、奥出雲町に避難

## 7. 原子力緊急事態（放出後）におけるU P Z内のO I L 2地域の住民の一時移転（370人）

松江市120人 避難退域時検査後、倉敷市へ避難  
（170km（バス3台））

出雲市 40人 避難退域時検査  
出雲市 50人 避難退域時検査後、広島市へ避難  
（約180km（バス3台））

安来市 50人 避難退域時検査  
雲南市110人 避難退域時検査

海外から、7か国、台湾及びIAEA(国際原子力機関)から21名の  
専門家が視察

# 令和元年度原子力総合防災訓練の訓練内容

資料3

	1日目	2日目	3日目
午前		<p>PAZ内の要配慮者の避難等の 実動避難訓練</p> <p>全面緊急事態発生</p> <p><b>全面緊急事態への対応</b> (中央と現地組織の連携による 防護措置の実施方針等に係る 意思決定訓練) 15条事象発生報告・上申 緊急事態宣言 複合災害に対応した原子力災害対策 本部・非常災害対策本部合同会議運営</p>	<p><b>全面緊急事態への対応</b> (住民避難等の実動訓練等)</p> <p>&lt; 機能別訓練 &gt; ・UPZ内住民の一時移転</p>
午後	<p>地震発生により警戒事態発生</p> <p><b>警戒事態への対応</b> (迅速な初動体制の確立訓練)</p> <p>施設敷地緊急事態発生</p> <p><b>施設敷地緊急事態への対応</b> (中央と現地組織の連携による 防護措置の実施方針等に係る 意思決定訓練) 原子力規制委員会・内閣府 原子力事故対策本部会議運営 複合災害に対応した非常災害 対策本部・原子力事故対策本部 合同会議運営</p>	<p><b>事業者訓練(事態収束活動)</b></p> <p><b>全面緊急事態への対応</b> (住民避難等の実動訓練等)</p> <p>&lt; 機能別訓練 &gt; ・PAZ内の住民の避難 ・UPZ内住民の屋内退避</p>	

# 総合訓練の流れ(1日目)

資料4-1

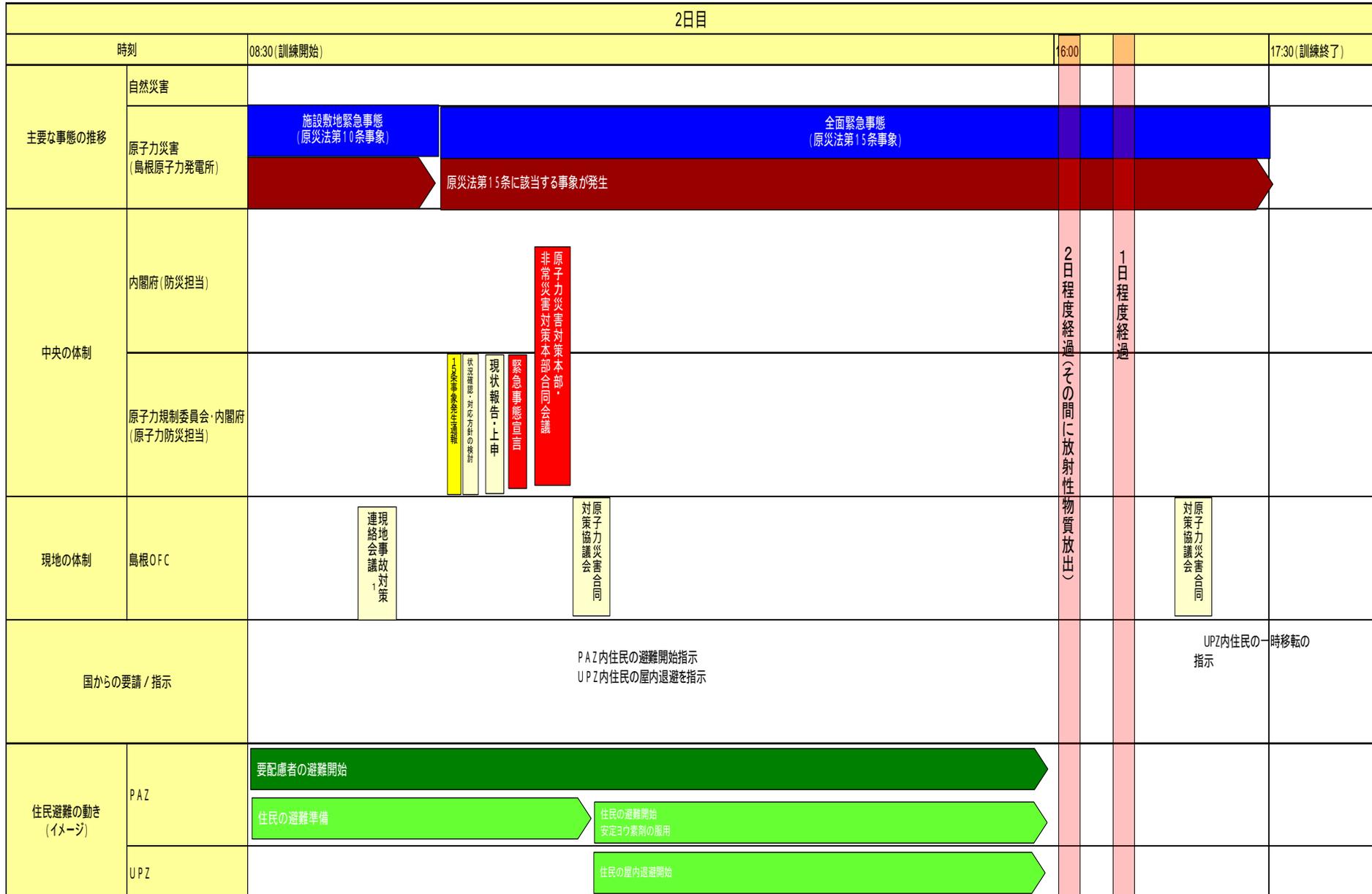
1日目			
時刻		14:00(訓練開始)	18:50(訓練終了)
主要な事態の推移	自然災害	14:00 地震発生	
	原子力災害 (島根原子力発電所)	警戒事態 原子炉自動停止	施設敷地緊急事態 (原災法第10条事象) 原災法第10条に該当する事象が発生
中央の体制	内閣府(防災担当)	・非常災害対策本部設置決定	
	原子力規制委員会・内閣府 (原子力防災担当)	原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同警戒本部 (原子力規制庁ERC)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10条事象発生通報</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事故対策本部会議 1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">PAZ内要配慮者の避難等要請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; writing-mode: vertical-rl;">非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議</div> </div>
現地の体制	島根OFC	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; writing-mode: vertical-rl;">現地事故対策連絡会議 2</div> </div>
国からの要請 / 指示		PAZ内要配慮者の避難準備要請	PAZ内要配慮者の避難要請 PAZ内住民の避難準備開始要請
住民避難の動き (イメージ)	PAZ	要配慮者の避難準備	
	UPZ		

1 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議

2 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び現地事故対策連絡会議合同会議

# 総合訓練の流れ(2日目)

資料4-2

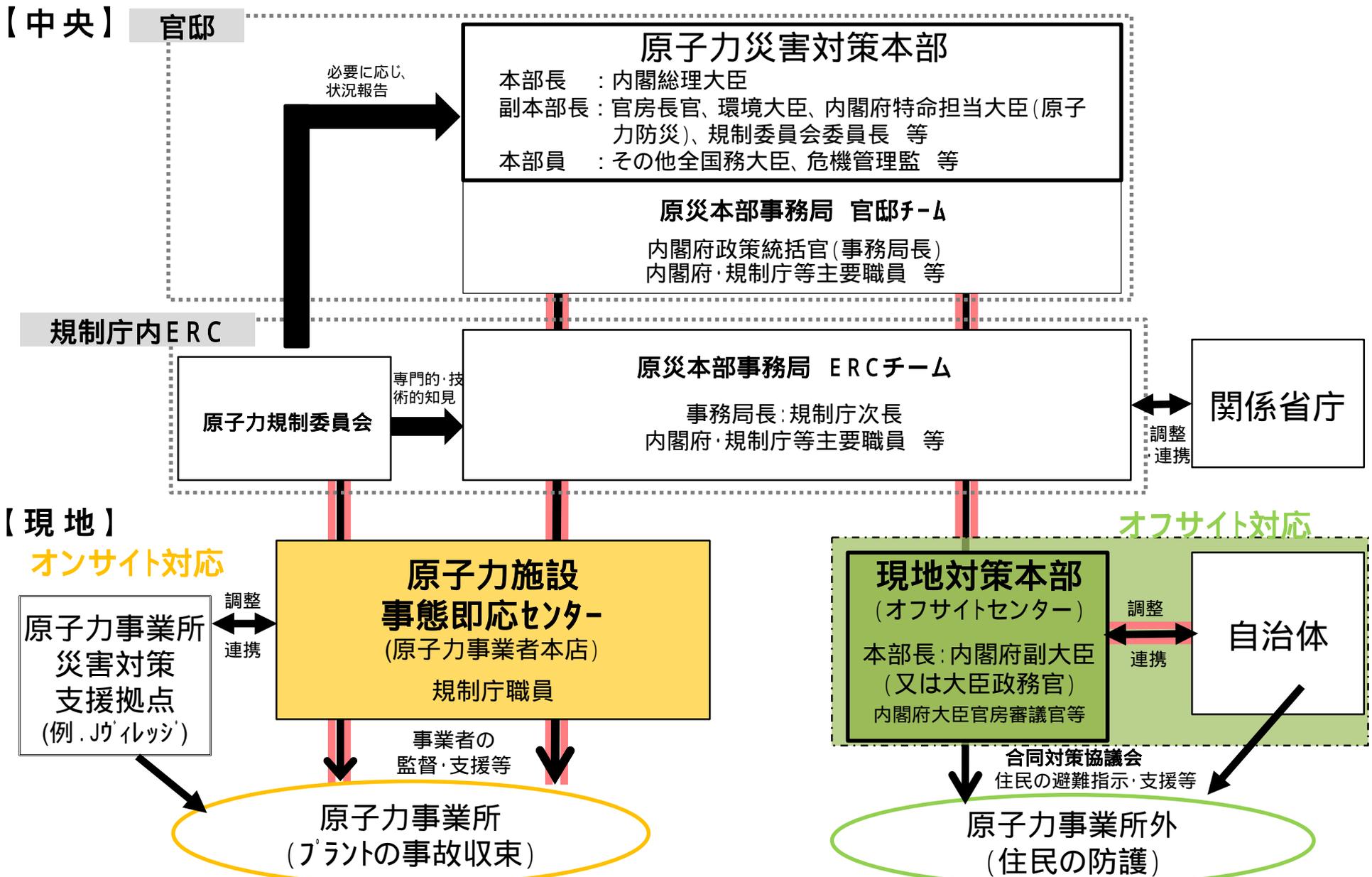


1 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び7県地重村対策連絡合同会議

# 総合訓練の流れ(3日目)

資料4-3

3日目			
時刻		08:30(訓練開始)	13:00(訓練終了)
主要な事態の推移	自然災害		
	原子力災害 (島根原子力発電所)	<div style="background-color: blue; color: white; padding: 5px; text-align: center;">                     全面緊急事態 (原災法第15条事象)                 </div> <div style="background-color: red; height: 20px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>	
中央の体制		訓練に関する機能班がERCで活動	
現地の体制	島根OFC	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         原子力災害合同対策協議会                     </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">UPZ内住民の一時移転の 状況確認</p>	
住民避難の動き (イメージ)	実施の流れ	<div style="background-color: orange; height: 20px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">UPZ内住民の一時移転</p>	避難所運営訓練等のみ 15:00頃まで実施





# 令和元年度原子力総合防災訓練 訓練項目等(1/3)

資料7-1

訓練実施項目		主要活動項目	
訓練項目	訓練目標		
国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	オフサイトセンター運営訓練	<p>OFCの運営(原子力災害合同対策協議会の運営を含む。)を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体との具体的対策の検討、調整等ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・本部活動</li> <li>・機能班活動</li> <li>・全体会議</li> </ul>
	緊急時モニタリング実施訓練	<p>緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・実施計画の立案</li> <li>・意思決定</li> <li>・モニタリング</li> <li>・測定報告</li> </ul>
	広報対応訓練	<p>官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、OFC等の各拠点間で情報共有を行うとともに、プレス公表資料の配付・説明、記者会見の実施等、外部への情報発信等を継続的に滞りなく実施できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民への情報提供</li> <li>・記者会見</li> <li>・情報共有</li> </ul>
国が参加主体となる訓練	原子力災害対策本部等の運営訓練	<p>警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等が実施できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・本部活動</li> <li>・自然災害に係る対策本部との合同会議</li> <li>・情報共有、連絡、意思決定及び広報</li> <li>・住民の避難等に係る計画立案及び意思決定</li> <li>・地方公共団体への指示</li> </ul>
	海外対応訓練	<p>国際原子力機関(IAEA)の枠組みによる国際通報やその他海外関係機関への情報共有等が実施できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際通報</li> <li>・情報共有</li> </ul>
	現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	<p>内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送の実施ができる。この際、派遣要員との情報共有が実施できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送手段の調整</li> <li>・輸送経路の確認</li> <li>・緊急輸送</li> </ul>

訓練実施項目		主要活動項目
訓練項目	訓練目標	
関係地方公共団体が参加主体となる訓練	災害対策本部等の運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・本部活動</li> </ul>
	P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要避難者の情報収集・伝達</li> <li>・避難先の調整、輸送手段の確保</li> <li>・要避難者の避難</li> </ul>
	P A Z 内の住民の避難等実施訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示伝達</li> <li>・避難先の調整、輸送手段の確保</li> <li>・避難</li> </ul>
	U P Z 内住民の屋内退避実施訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避指示伝達</li> <li>・物資輸送体制構築</li> <li>・各機関への情報伝達</li> </ul>
	U P Z 内一部住民の一時移転等実施訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時移転指示伝達</li> <li>・各機関への情報伝達</li> <li>・安定ヨウ素剤の緊急配布</li> <li>・避難退域時検査等</li> </ul>
	原子力災害医療訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達</li> <li>・救急処置</li> </ul>
	交通規制・警戒警備等訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制</li> <li>・警戒警備</li> </ul>
	ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリテレ伝送システムによる情報収集</li> <li>・各機関への情報共有</li> </ul>

訓練実施項目		主要活動項目	
訓練項目	訓練目標		
原子力事業者が参加主体となる訓練	対策本部運営訓練	地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本社及び発電所に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、発電所緊急時対策本部と本社緊急時対策総本部、本社緊急時対策総本部とE R Cの間で継続的な情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の設置、運営</li> <li>・ERCプラント班との情報連携</li> </ul>
	通報連絡訓練	地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況や応急措置の実施計画について関係機関への通報及び報告ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への通報・報告</li> </ul>
	警備・避難誘導訓練	発電所構内作業員等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員等への避難周知・誘導</li> <li>・発電所への立入り制限の指示</li> </ul>
	原子力災害医療訓練	発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し医療機関への搬送等が実施できる。また、施設敷地緊急事態の発生後24時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、発電所構内に県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請および発電所構内への受け入れができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救助</li> <li>・汚染状況の確認・汚染拡大防止措置</li> <li>・管理区域外への搬出</li> <li>・医療機関との連携</li> </ul>
	事故収束訓練	施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故収束活動</li> </ul>
	原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練	原子力事業所災害対策支援拠点における現地本部の設営・運営を行い、即応センター、O F C等との情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材運搬</li> <li>・原子力事業所災害対策支援拠点の設営及び運営</li> <li>・本店対策本部との連携</li> </ul>
	原子力事業者支援連携訓練	原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う協力要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、美浜原子力緊急事態支援センターから提供を受けた資機材の発電所への自衛隊ヘリによる搬送等が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援要請</li> <li>・資機材確保、要員派遣</li> <li>・現場偵察用無線ロボットの操作</li> </ul>

### 原子力防災の継続的改善



### 訓練方法の継続的改善



万が一原子力災害が  
発生した場合に備え、  
訓練の実施が重要

訓練の評価結果を  
防災計画、体制等の  
改善に繋げる

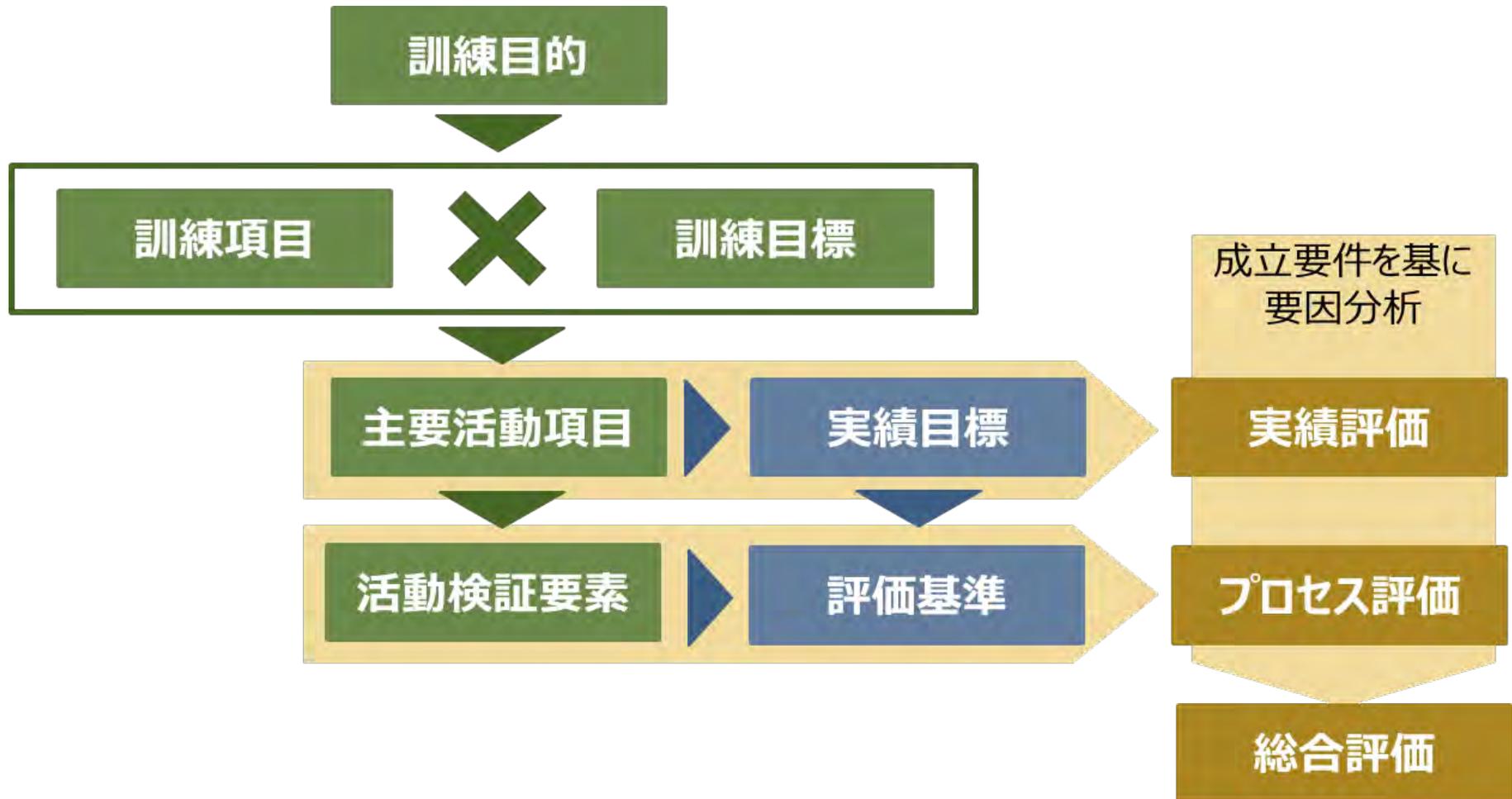
社会や環境の変化、  
組織内状況の変化の把握・考慮

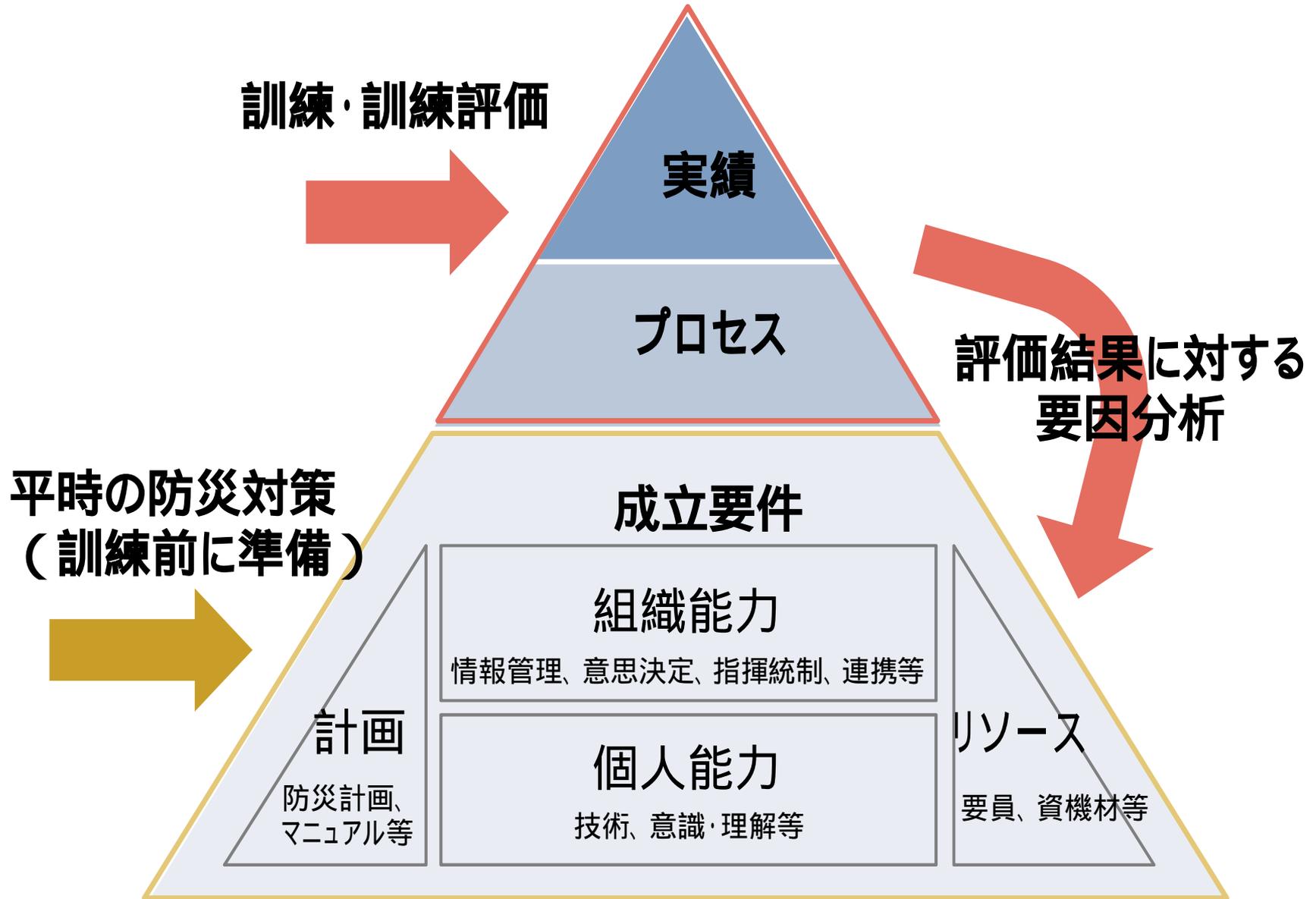
評価種別	評価方法	評価者	評価内容（概要）
自己評価	直後レビュー	官邸・ERC・OFC・自治体訓練対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練対象者同士の振り返り、討議を通じた評価</li> </ul>
	アンケート	官邸・ERC・OFC・自治体訓練対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練対象者の役割に応じた手順の理解度、達成度等の評価</li> </ul>
外部評価	評価員評価	原子力防災専門官 上席放射線防災専門官 自治体職員 外部委託評価員 等 官邸・ERC・OFC等に配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ERC、OFC機能班内・機能班間、各拠点間の連携等の対応状況の評価</li> <li>・ 訓練方法の評価</li> </ul>
	専門家レビュー	外部専門家 災害対応マネジメント、危機管理、環境影響評価、放射線計測、災害対応航空技術、原子力災害医療等 官邸・ERC・OFC等に配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各専門家の専門領域に基づく評価</li> <li>・ 訓練方法の評価</li> </ul>

# 外部専門家・主な評価項目

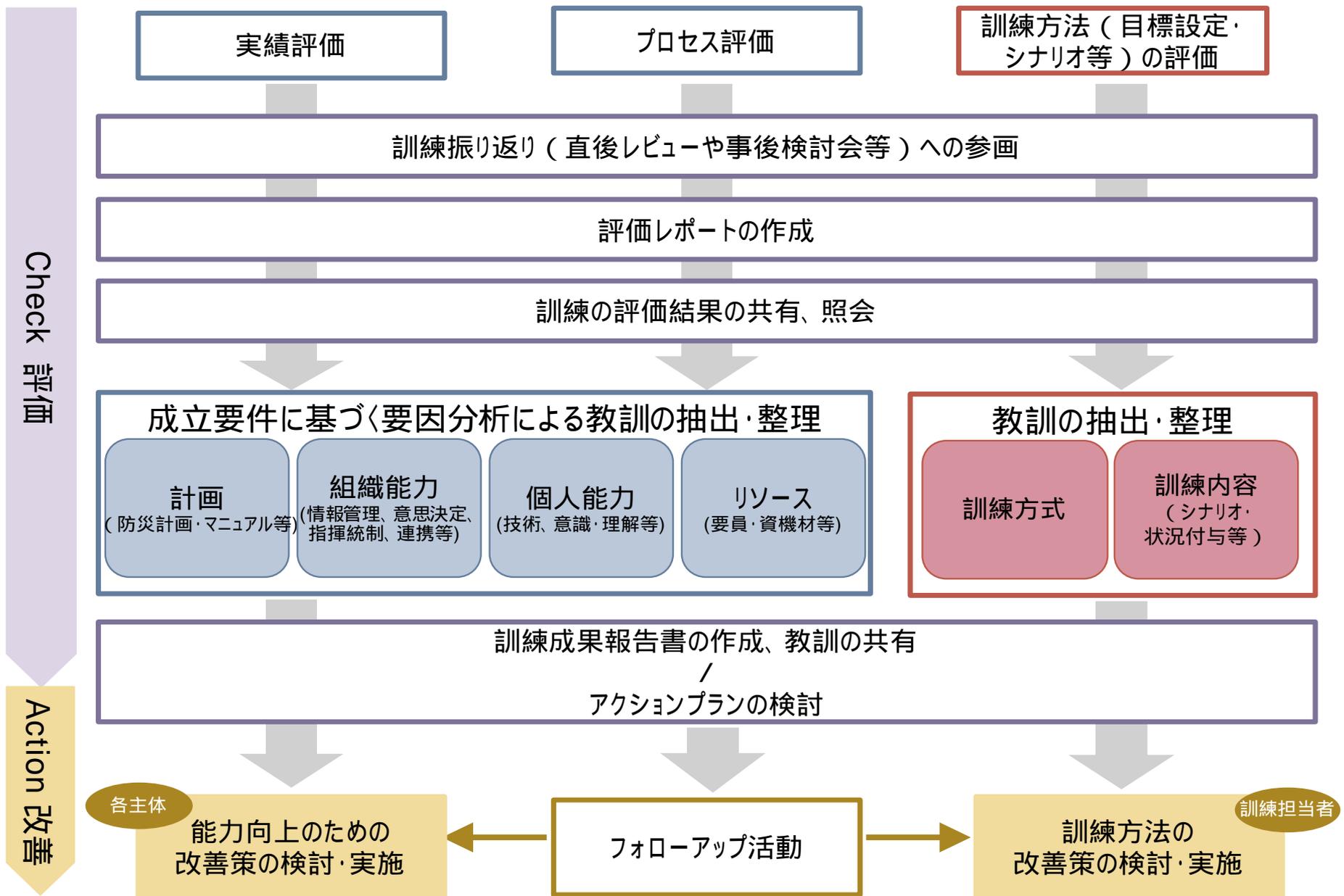
資料10

所属	氏名	専門分野	主な評価項目（視点）
(公財)原子力安全研究協会	片桐 裕実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価（モニタリング） （経歴）</li> <li>・元原子力緊急時支援・研修センター長</li> <li>・JANSI「原子力防災訓練ガイドライン検討会」委員</li> <li>・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討委員</li> <li>・原子力安全・保安院「オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会」委員</li> <li>・原子力規制庁「緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム」委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフサイトセンターの運営（県災害対策本部等との連携の在り方、今後の課題等）</li> </ul>
日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門福島研究開発拠点福島環境安全センター	武石 稔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線モニタリング （経歴）</li> <li>・福島環境安全センターにて福島環境回復に関する業務に従事</li> <li>・技術士（原子力・放射線部門）</li> <li>・原子力規制庁「環境放射線モニタリングの技術検討チーム」メンバー</li> <li>・原子力規制委員会「緊急事態応急対策委員」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリング体制（仕組み）の実効性、今後の課題</li> </ul>
(株)日本防災デザイン	熊丸 由布治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理、災害対応マネジメント、消防戦術、NFPA、FEMA等の有資格者 （経歴）</li> <li>・（社）災害対応訓練研究所代表理事</li> <li>・前在日米陸軍統合消防次長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国基準（オンサイト訓練）との比較等</li> <li>・原子力災害対策本部事務局での緊急時対応業務の在り方及び関係機関との相互連携について</li> <li>・今後の課題</li> </ul>
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター	小林 啓二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応航空技術、防災 （経歴）</li> <li>・宇宙航空研究開発機構航空技術部門 次世代航空イノベーションハブ主任研究開発員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害を含む複合災害時の情報共有の在り方、ヘリコプター等の運用状況の確認、今後の課題</li> </ul>
横浜国立大学	野口 和彦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理（原子力緊急時対応）、リスクマネジメントシステム （経歴）</li> <li>・横浜国立大学リスク共生社会創造センター長</li> <li>・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討委員</li> <li>・原子力防災専門官基礎研修講師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力緊急時対応</li> <li>・訓練の方法（方式、内容等）、今後の課題</li> </ul>
岩手大学	越野 修三	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理、防災 （経歴）</li> <li>・岩手大学地域防災研究センター客員教授（元岩手県防災危機管理監）</li> <li>・内閣府（防災） 防災スペシャリスト養成研修講師</li> <li>・内閣府（原子力防災）中核の人材研修講師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の指揮・統制</li> </ul>
(株)三菱総合研究所	石井 和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理（原子力防災、一般防災）、リスクマネジメント、訓練設計 （経歴）</li> <li>・三菱総合研究所 経営企画部 主席研究員</li> <li>・産業セキュリティグループ グループリーダー</li> <li>・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討会事務局責任者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部等の運営の在り方</li> <li>・訓練運営・評価の在り方、今後の課題</li> </ul>
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門 高度被ばく医療センター 副センター長	立崎 英夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療 （経歴）</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門高度被ばく医療センター 副センター長</li> <li>・元原子力安全委員会専門委員</li> <li>・元原子力規制委員会原子力災害事前対策の在り方等に関する検討チームメンバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害時の医療体制、処置に関すること</li> <li>・医療提供体制の実効性の検証及び課題の抽出</li> <li>・医療処置時の放射線防護・汚染拡大防止措置の対応状況の確認</li> </ul>

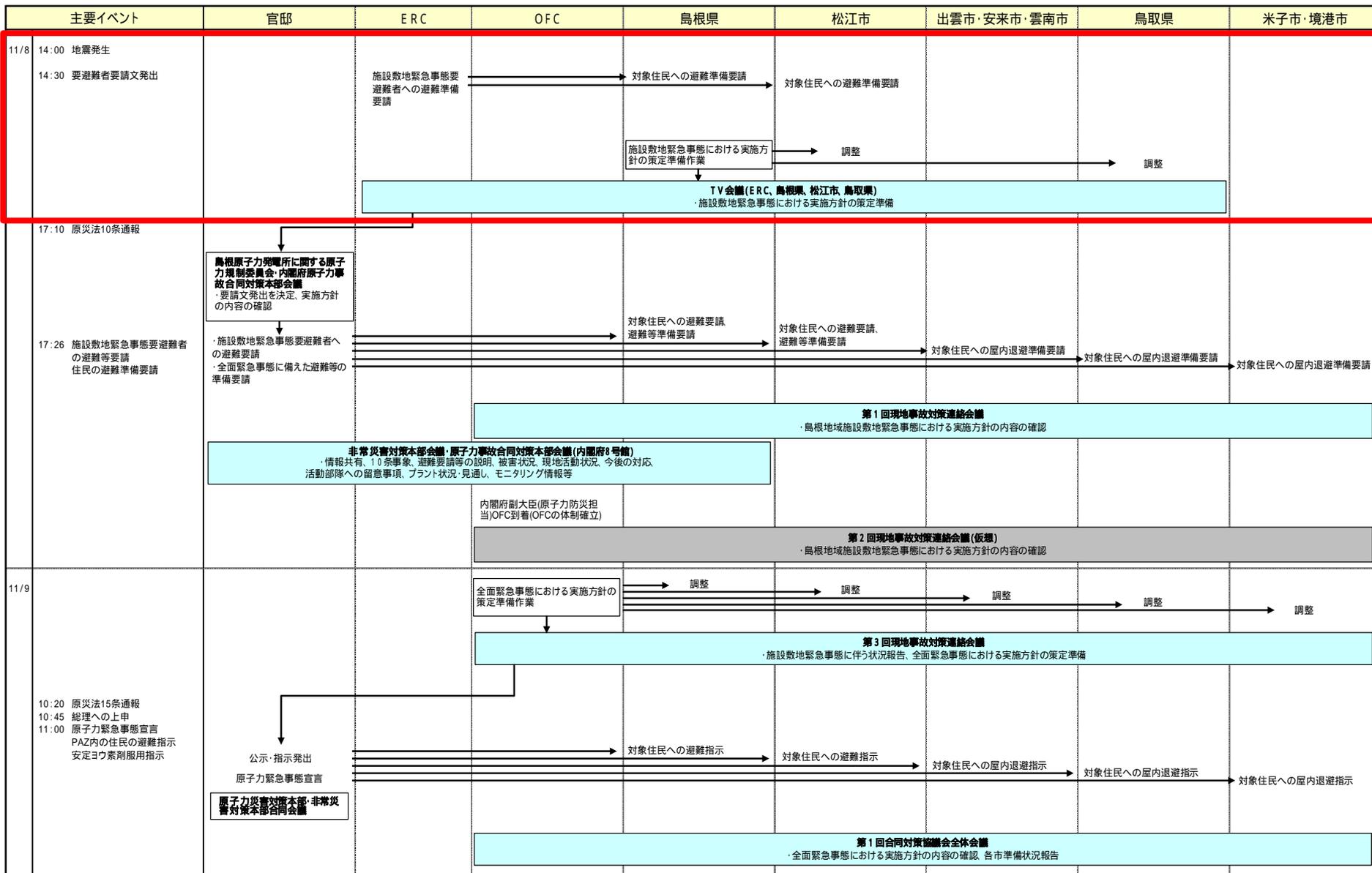




# 訓練評価の全体像



# 住民避難に係る意思決定の流れ(警戒事態)



訓 練

要 請

令和元年11月 8日14時30分

島根県知事 殿  
鳥取県知事 殿  
松江市長 殿  
出雲市長 殿  
安来市長 殿  
雲南市長 殿  
米子市長 殿  
境港市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

中国電力株式会社島根原子力発電所第2号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者(注)は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者(注)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・島根県及び鳥取県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

# 警戒事態要請文(島根原子力発電所)

資料15-2

参 考



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の一部 ( )
UPZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の全域 ( を除く )
		いずもし 出雲市の一部
		やすぎし 安来市の一部
		うんなんし 雲南市の一部
	とっとりけん 鳥取県	よなごし 米子市の一部
		さかいみなとし 境港市の全域



住民安全班の活動



運営支援班と実動対処班の調整



プラント班から医療班へ負傷者情報の連絡



プラント班の活動



医療班の活動



地図を使用した情報共有



オフサイト総括への報告



情報共有に係るテレビ会議



原子力防災専門官によるOFC立ち上げ指示



機器等の立ち上げ



住民安全班の活動



館内放送にてプラント状況の共有



放射線班の活動



実動対処班からの報告



プラント状況の確認





上席放射線防災専門官によるEMC立上げ



EMCの活動

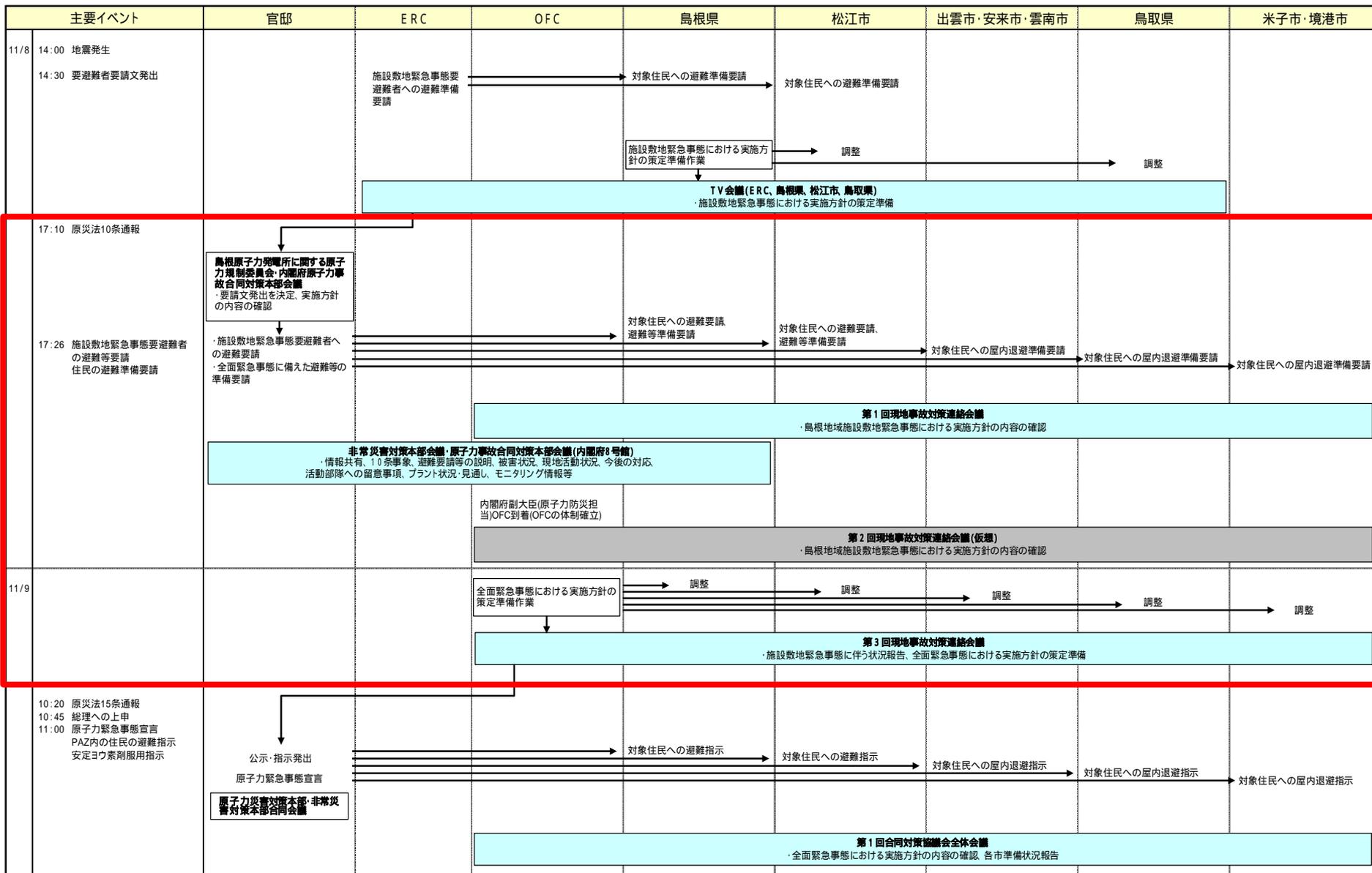


EMCの活動



EMC活動の記録

# 住民避難に係る意思決定の流れ(施設敷地緊急事態)



## 施設敷地緊急事態要避難者を含む要配慮者等への対応

中国電力株式会社島根原子力発電所のP A Zにおける、以下の要配慮者等を対象  
(対象者数：松江市2,884人)

- ü 学校・幼稚園・保育所の児童等
- ü 避難行動要支援者  
(社会福祉施設入所者及び長期入院患者等を含む)

### < 避難等に際しての基本的考え方 >

- 1 学校・幼稚園・保育所の保護者への引き渡し完了していない児童・生徒は、松江市のP A Z外の緊急退避所へバスにて移動し、そこで引き渡しを継続。
- 1 医療機関の入院患者のうち避難が可能な者は、U P Z外の避難先病院へ避難を実施。
- 1 P A Zの社会福祉施設及び在宅の避難行動要支援者のうち施設敷地緊急事態要避難者は、松江市鹿島地区、生馬地区、古江地区の対象者は、陸路により大田市への避難を実施。松江市島根地区の対象者は、陸路により奥出雲町へ避難を実施。
- 1 社会福祉施設の入所者は広域福祉避難所へ、在宅の要避難者は避難経由所を経由して広域福祉避難所へ避難。
- 1 避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護対策施設(又は自施設内)に移動し、屋内退避を実施。その上で、避難の準備が整い次第、避難先への避難を実施。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては一時集結所等において緊急配布を実施。

## 一般住民への措置

### 【PAZ(松江市)】

PAZにおける一般住民に、避難準備を要請。

### 【UPZ(松江市、出雲市、安来市、雲南市)】

保護者への引き渡し完了していない学校・保育所・幼稚園の児童・生徒等は、引き渡しを継続。

UPZにおける全ての住民を対象に、屋内退避準備を要請。

平成30年12月末時点

関係市名	PAZ		UPZ		合計	
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数
松江市	9,960人	4,302世帯	192,946人	85,386世帯	202,906人	89,688世帯
出雲市	-		123,163人	46,491世帯	123,163人	46,491世帯
安来市	-		33,888人	12,498世帯	33,888人	12,498世帯
雲南市	-		30,896人	10,861世帯	30,896人	10,861世帯
小計	9,960人	4,302世帯	380,893人	155,236世帯	390,853人	159,538世帯

PAZ・UPZ人口には、入院患者、福祉施設入所者、児童・生徒等、在宅の避難行動要支援者を含む。

# 施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-1

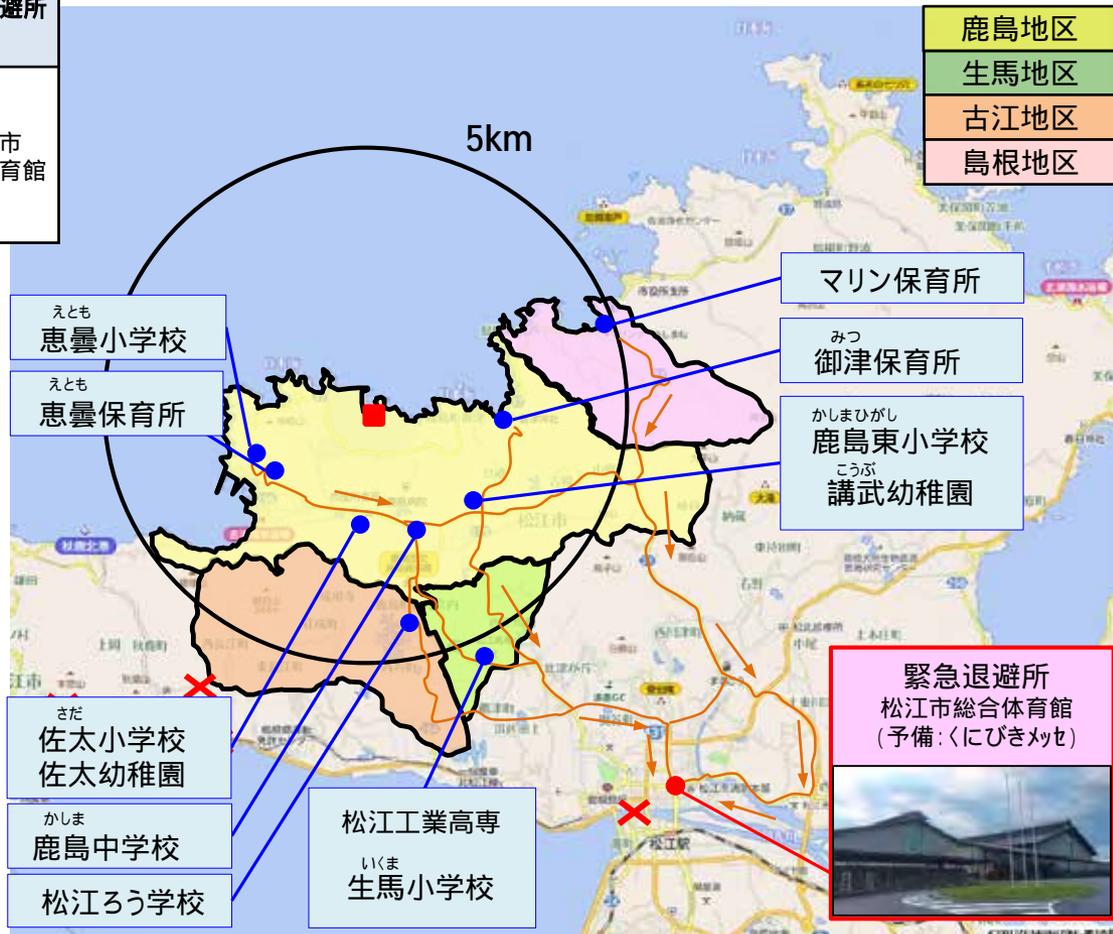
- 学校・幼稚園・保育所の児童・生徒は、警戒事態において保護者への引き渡しを開始。
- 保護者への引き渡し完了していない児童・生徒は、松江市が手配するバスにて松江市のPAZ外の緊急退避所へ移動。保護者は避難の準備を整えた上で迎えにくることを要請。
- 引き渡しを受けた保護者は、松江市からの指示があるまで、緊急退避所にて待機。

## 1. 学校等の緊急退避対象者数(最大)

関係自治体	対象者数		緊急退避所
	児童等	内訳	
松江市	児童等 1,855人	学校: 7施設1,624人 保育所・幼稚園: 5施設231人	松江市 総合体育館
	教職員等 333人		
	計2,188人		

## 2. 対象施設一覧

松江市	鹿島地区 生馬地区 古江地区	保育所・幼稚園	恵曇保育所
			御津保育所
鹿島地区 生馬地区 古江地区	小学校	幼稚園	佐太幼稚園
			講武幼稚園
			佐太小学校
			恵曇小学校
鹿島地区 生馬地区 古江地区	中学校	その他学校	鹿島東小学校
			生馬小学校
			鹿島中学校
島根地区	保育所・幼稚園	その他学校	松江工業高等専門学校
			松江ろう学校
			マリン保育所



# 施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-2

- 医療機関・社会福祉施設の避難が可能な者は、陸路にて避難先となる病院または広域福祉避難所へ避難。
- 避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、放射線防護対策を講じた自施設で、避難準備が整うまで屋内退避を実施。

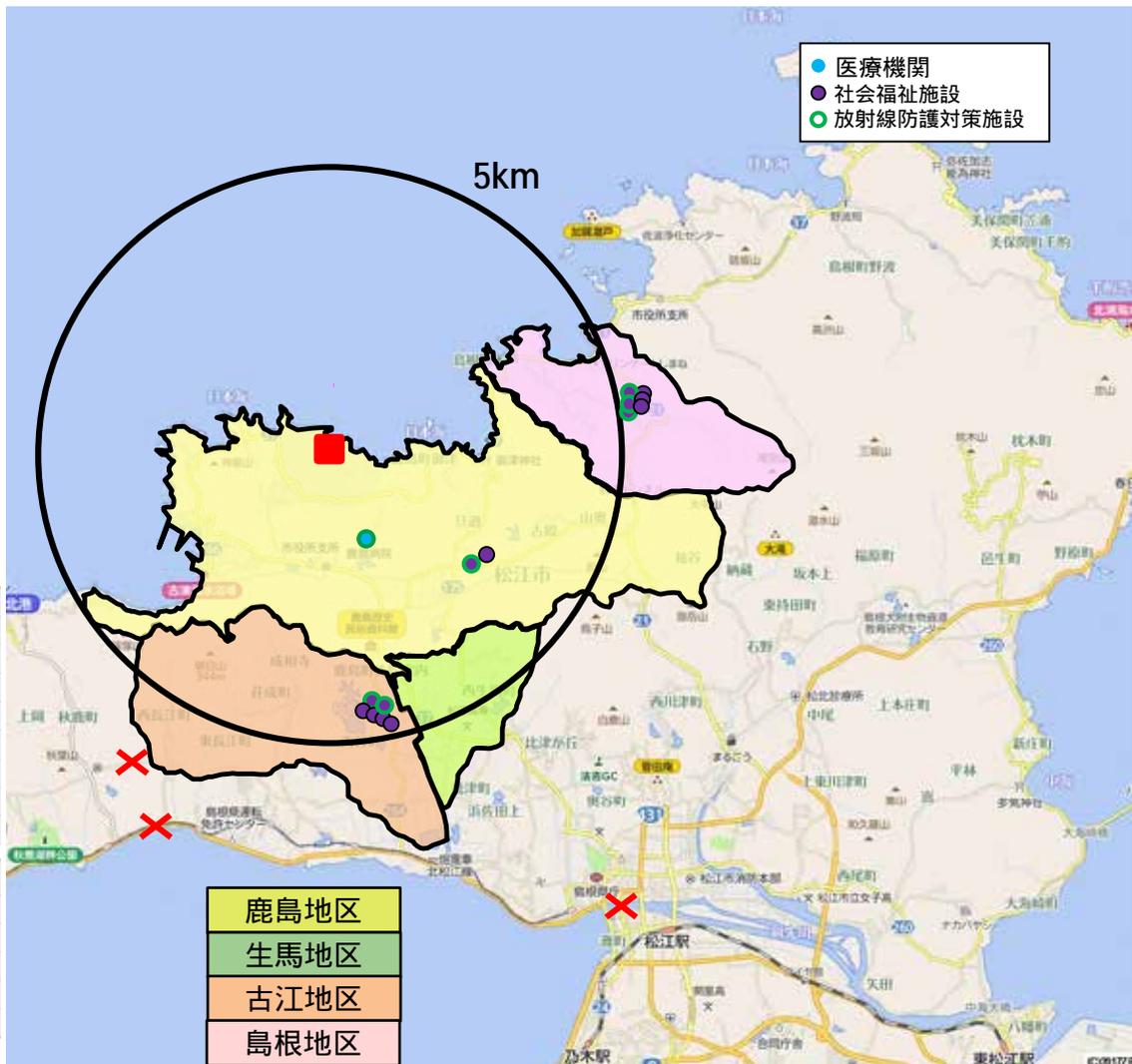
## 1. 避難等対象者数

関係自治体	対象者数		避難先
	入院患者、福祉施設入所者等	内訳	
松江市	対象者550人	医療機関: 1施設 177人 社会福祉施設: 14施設 373人	病院、広域福祉避難所
	うち避難者124人	社会福祉施設: 8施設 124人	
	職員489人	医療機関: 1施設 244人 社会福祉施設: 14施設 245人	
	うち避難者の支援者50人	社会福祉施設: 8施設 50人	
	計1,039人		
	うち避難者等174人		

## 2. 対象施設一覧

松江市	鹿島地区 古江地区	鹿島病院	鹿島町
		特別養護老人ホーム あとむ苑	鹿島町
		認知症対応型共同生活介護 あとむ苑	鹿島町
		地域密着型特別養護老人ホーム あさひ乃苑	古志町
		指定障害者支援施設四ツ葉園	古志町
		たんぼぼ事業所(たんぼぼの家)	古志町
		たんぼぼ事業所(第2たんぼぼの家)	古志町
		たんぼぼ事業所(第3たんぼぼの家)	古志町
たんぼぼ事業所(たんぼぼ若葉)	古志町		
松江市	島根地区	介護老人福祉施設 ゆうなぎ苑	大芦
		特別養護老人ホーム 慈光苑	大芦
		障害者支援施設 はばたき	大芦
		障害者支援施設 松江学園	大芦
		グループホーム しおかぜ	大芦
		グループホーム みしょう	大芦

放射線防護対策を講じた施設



# 施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-3

- 社会福祉施設の避難が可能な要避難者は、陸路により避難先となる大田市又は奥出雲町の広域福祉避難所へ避難。
- 避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、放射線防護対策を講じた自施設で、避難準備が整うまで屋内退避を実施。

## 避難者数

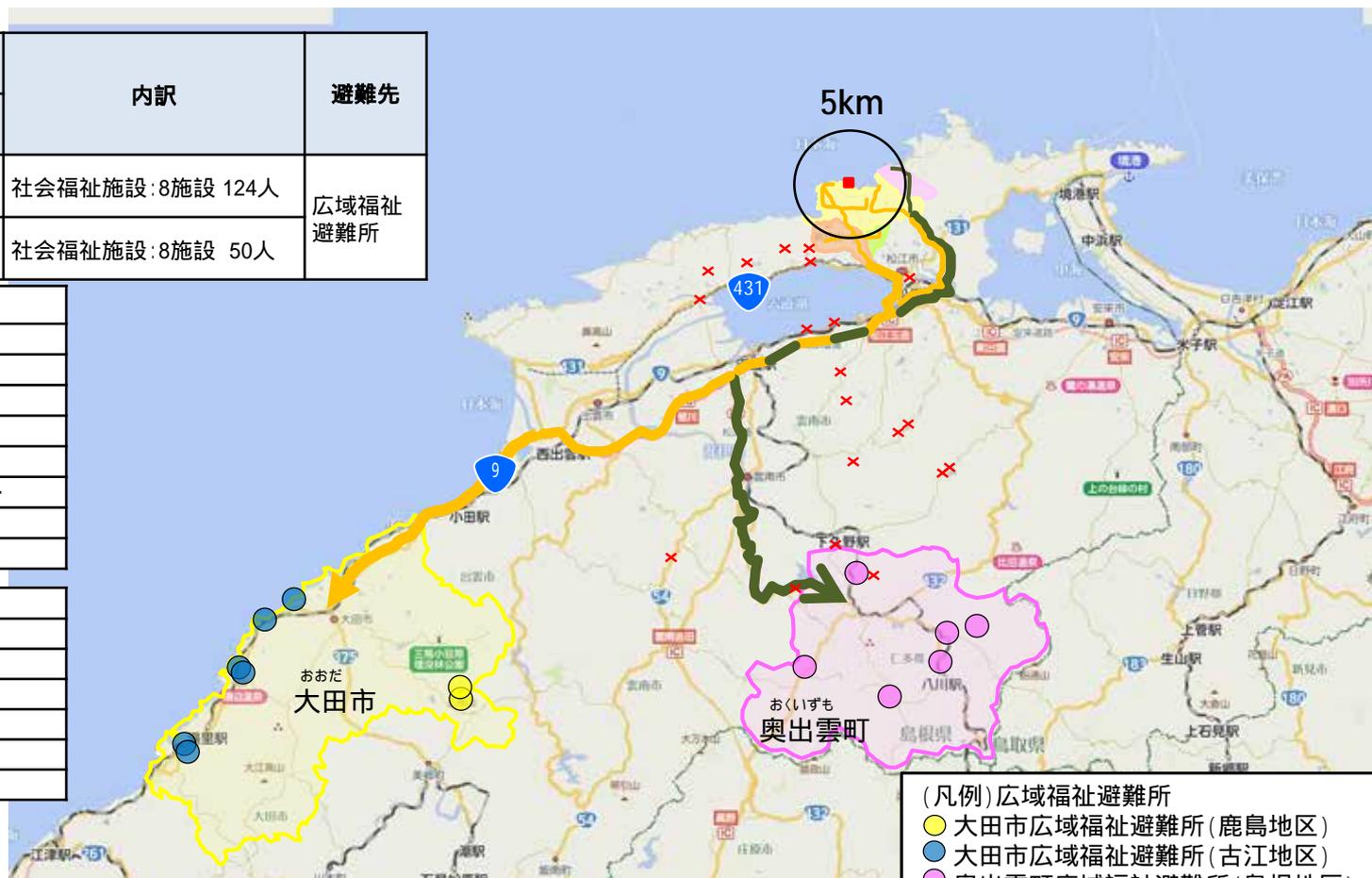
関係自治体	避難可能な者	要支援者数		内訳	避難先
		支援者等数			
松江市	174人	124人	社会福祉施設:8施設	124人	広域福祉避難所
		50人	社会福祉施設:8施設	50人	

### 大田市内広域福祉避難所

鹿島地区	国立三瓶青少年交流の家
	国民宿舎さんべ荘
古江地区	温泉津保健センター
	温泉津まちづくりセンター
	仁摩保健センター
	仁摩農村環境改善センター
	静間まちづくりセンター
	五十猛まちづくりセンター

### 奥出雲町内広域福祉避難所

島根地区	布勢コミュニティセンター
	阿井コミュニティセンター
	鳥上コミュニティセンター
	横田コミュニティセンター
	八川コミュニティセンター
	馬木コミュニティセンター



奥出雲町へ至る経路に道路被害による通行規制箇所があるが、当該箇所をう回するう回路があるため避難経路全体には影響がない。

# 施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-4

- 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等については、無理な避難は行わず、避難の準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設へ収容。
- 避難の実施により健康リスクの高まる避難行動要支援者を収容する施設は、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等を最大合計約200人、収容可能。
- また、これら3施設では、屋内退避者のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。



# 施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-5

- 在宅の避難行動要支援者は、陸路にて避難先(鹿島地区、生馬地区、古江地区は大田市、島根地区は奥出雲町)へ避難。
- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、近隣の放射線防護対策施設にて避難の準備が整うまで屋内退避を実施。

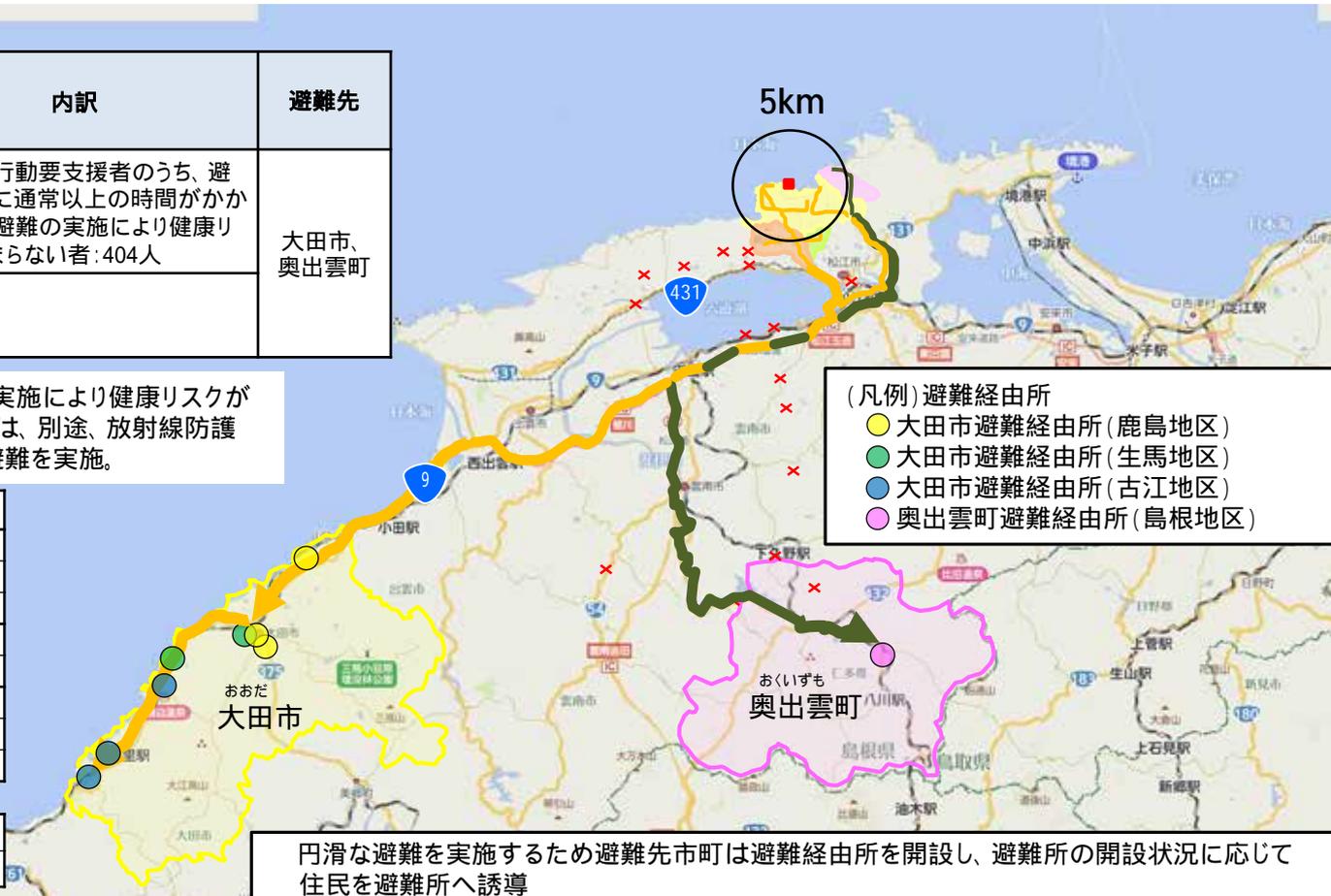
## 避難者数

関係自治体	避難者数	内訳	避難先
松江市	対象者404人	在宅避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者:404人	大田市、奥出雲町
	支援者404人		
	計 808人		

在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者(予めの想定では最大75人程度)は、別途、放射線防護対策施設にて避難の準備を整えた上で、避難を実施。

大田市内避難経路所	
鹿島地区	朝波小学校
	大田高等学校
	第一中学校
生馬地区	長久小学校
	邇摩高等学校
古江地区	湯里地区体育館
	温泉津地区運動場
	旧温泉津中学校運動場

奥出雲町内避難経路所	
島根地区	横田公園



- (凡例)避難経路所
- 大田市避難経路所(鹿島地区)
  - 大田市避難経路所(生馬地区)
  - 大田市避難経路所(古江地区)
  - 奥出雲町避難経路所(島根地区)

円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経路所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導

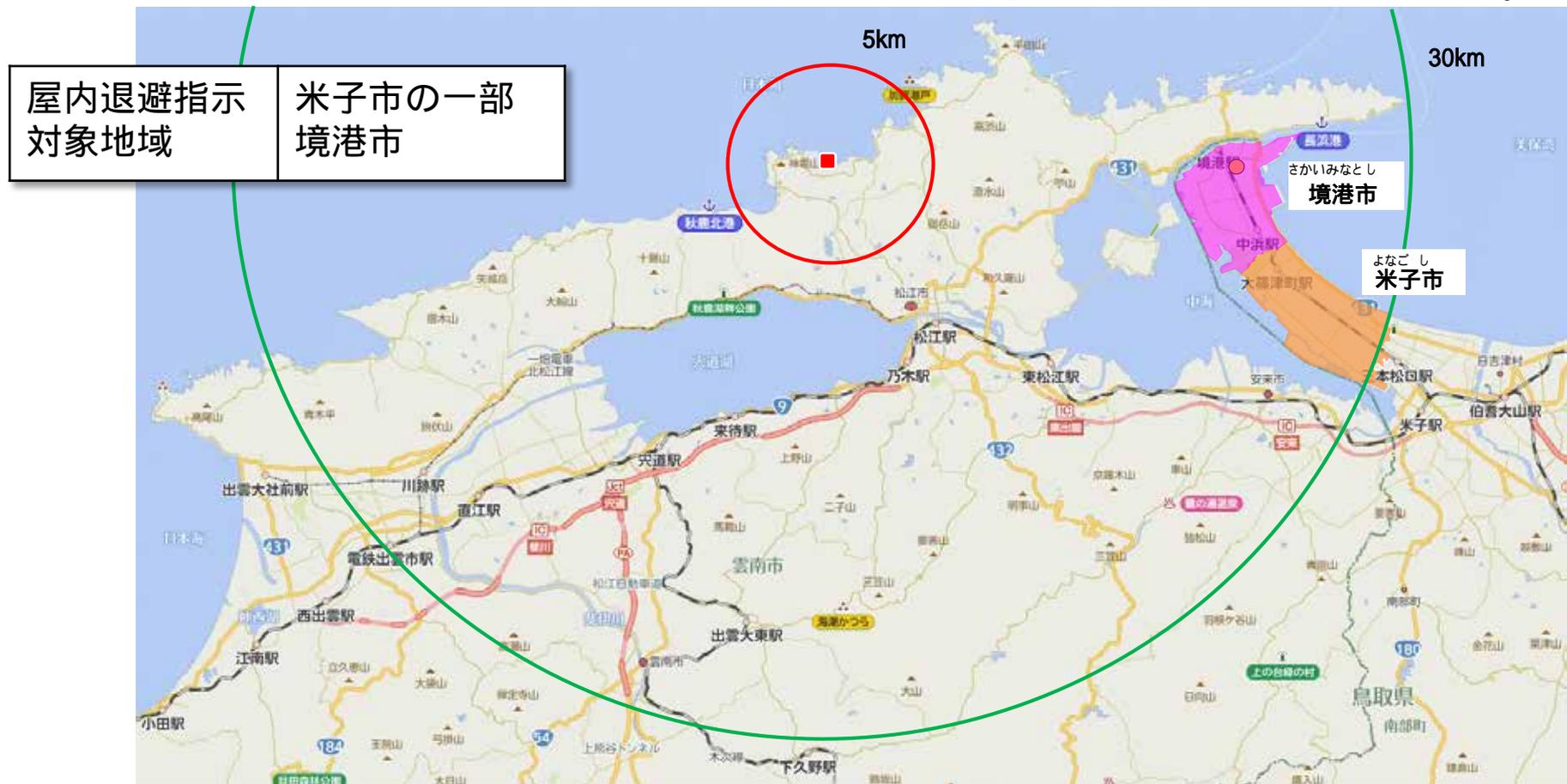
奥出雲町へ至る経路に道路被害による通行規制箇所があるが、当該箇所をう回するう回路があるため避難経路全体には影響がない。

## 避難の対象となる住民への措置

1 対象の住民なし。

## 屋内退避準備の対象となる住民への措置

- 1 中国電力株式会社島根原子力発電所のUPZに含まれる地域の住民は屋内退避準備を実施。
- 1 学校・保育所等の保護者への引き渡し完了していない児童・生徒等は引き渡しを継続。



言 練

要 請

令和元年11月8日17時26分

島根県知事 殿  
鳥取県知事 殿  
松江市長 殿  
出雲市長 殿  
安来市長 殿  
雲南市長 殿  
米子市長 殿  
境港市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

中国電力株式会社から島根原子力発電所第2号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者(注)は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民(施設敷地緊急事態要避難者(注)を除く)は、避難準備を実施すること。

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民(施設敷地緊急事態要避難者(注)を除く)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は帰宅すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの、要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(イ)(ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

# 施設敷地緊急事態要請文(島根原子力発電所)

資料23-2

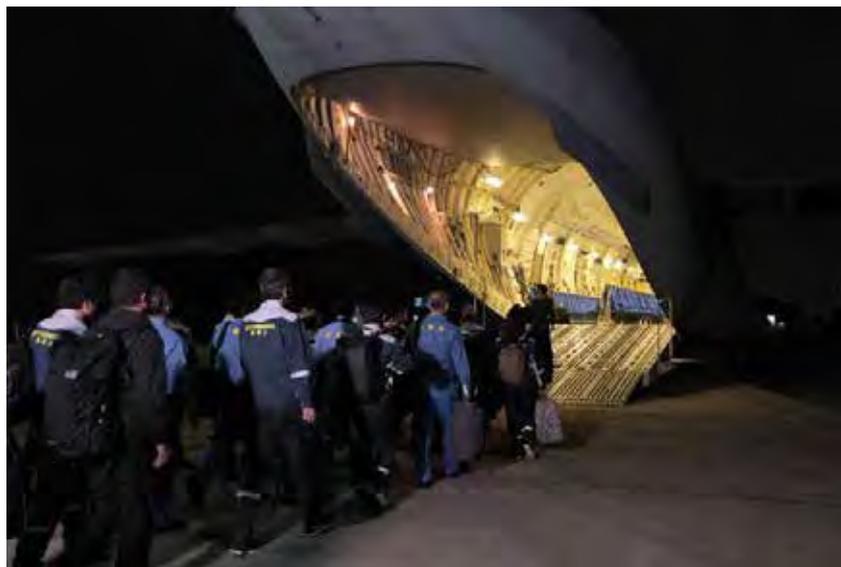
参 考



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の一部( )
UPZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の全域( を除く)
		いづもし 出雲市の一部
		やすぎし 安来市の一部
		うなんし 雲南市の一部
	とっとりけん 鳥取県	よなごし 米子市の一部
		さかいみなとし 境港市の全域



警察車両によるバスの先導



自衛隊機(C-2)へ搭乗



入間基地を離陸



美保基地へ到着、自衛隊機(C-2)より降機



島根県原子力防災センターへ到着



国職員への引き継ぎ



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



プラント班の活動



総括班の活動



広報班の活動



オフサイト総括への報告



第1回現地事故対策連絡会議（関係者との情報共有）



現地本部長への報告



総括班の活動



住民避難状況の把握



放射線班と住民安全班の調整



第3回現地事故対策連絡会議（内閣府副大臣（原子力防災担当）到着後）





緊急時モニタリングデータの確認



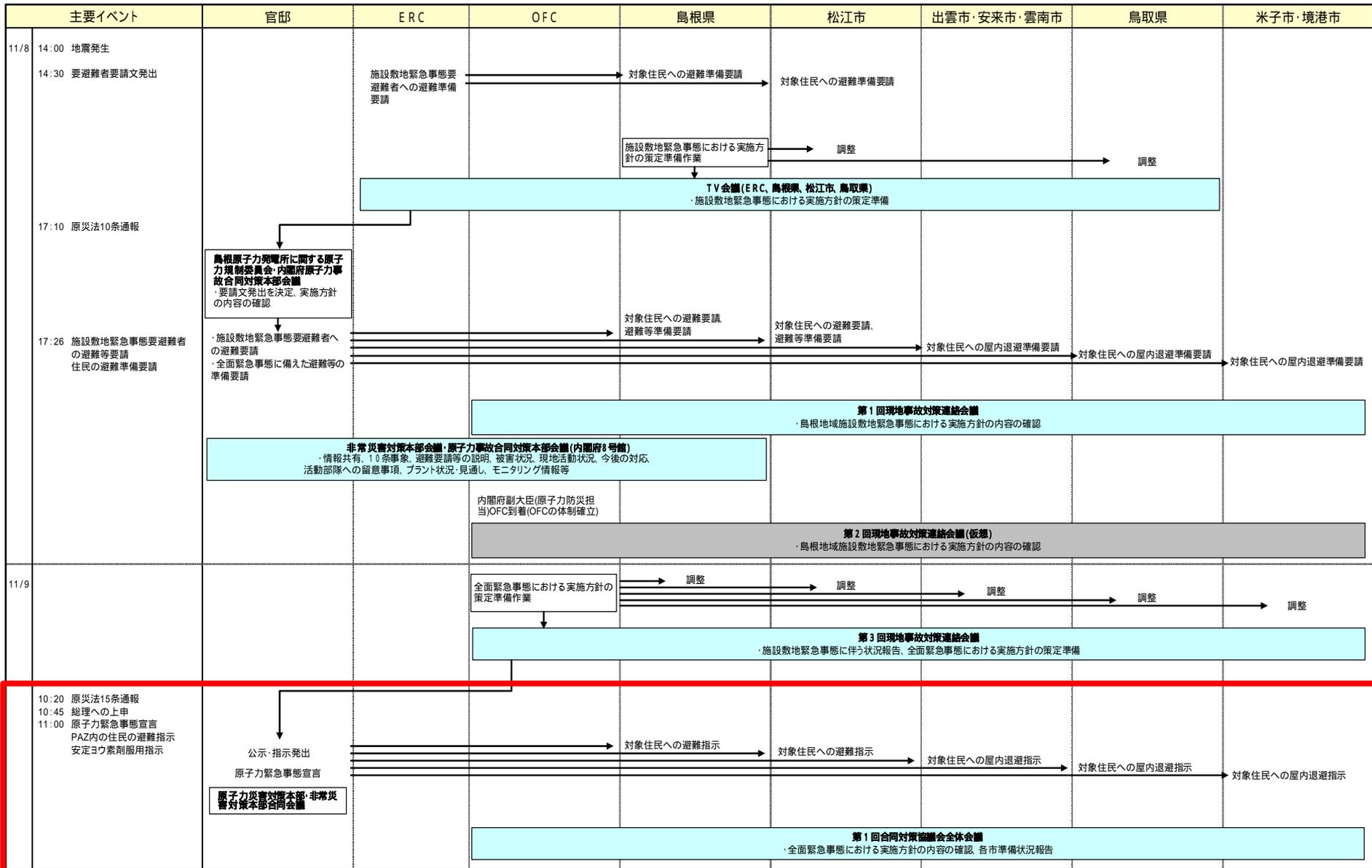
モニタリング情報の見える化



緊急時モニタリング実施計画の立案



# 住民避難に係る意思決定の流れ(全面緊急事態)



## 避難の対象となる住民への措置

- 中国電力株式会社島根発電所のP A Zにおける、全ての住民を対象に避難を実施  
(対象：松江市 9,960人)

### <避難に際しての基本的考え方>

- 11月8日14時00分に島根県東部を震源とする地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- P A Z内の住民は、鹿島・生馬・古江地区の住民は大田市内の避難経由所を経由し、避難所(大田市内 32施設)に、島根地区の住民は奥出雲町の避難経由所を経由し、避難所(奥出雲町内 15施設)に避難を実施。  
避難は原則自家用車とし、自家用車避難が困難な場合は自治体等が手配するバスを使用。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては一時集結所において緊急配布を実施。
- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設(あとむ苑、東部島根医療福祉センター又は松江市消防本部)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。
- 医療機関及び社会福祉施設入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた自施設(鹿島病院、あさひ乃苑、四ツ葉園、はばたき、松江学園、ゆうなぎ苑、あとむ苑、東部島根医療福祉センター)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者が、屋内退避施設から避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従うとともに、入院患者は県内の病院、その他の者は、大田市又は奥出雲町の広域福祉避難所へ避難を実施。避難には島根県等が手配するバス及び福祉車両を使用。

## 屋内退避の対象となる住民への措置

- 中国電力株式会社島根原子力発電所のU P Zに該当する松江市、出雲市、安来市、雲南市の住民は、屋内退避を実施。(対象者数 380,893人)

# 全面緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料31-1

- PAZ内の松江市3地区(鹿島地区、生馬地区、古江地区)の一般住民は、陸路にて避難先(大田市)の避難経路所を經由し、避難所に避難。島根地区の一般住民は、陸路にて避難先(奥出雲町)の避難経路所を經由し、避難所に避難。
- バスにより避難する住民1,128人は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県等が確保したバスにて、避難経路所を經由し、避難所へ避難。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては、緊急配布場所(一時集結所等)において緊急配布を実施。

避難元	避難先	
	避難経路所	避難所数
鹿島地区 (5,371人)	大田市	避難所 : 14施設 広域福祉避難所 : 2施設
生馬地区(一部) (1,023人)		避難所 : 10施設 広域福祉避難所 : 1施設
古江地区(一部) (973人)		避難所 : 8施設 広域福祉避難所 : 5施設
島根地区(一部) (596人)	奥出雲町	避難所 : 15施設 広域福祉避難所 : 6施設
合計 7,963人		

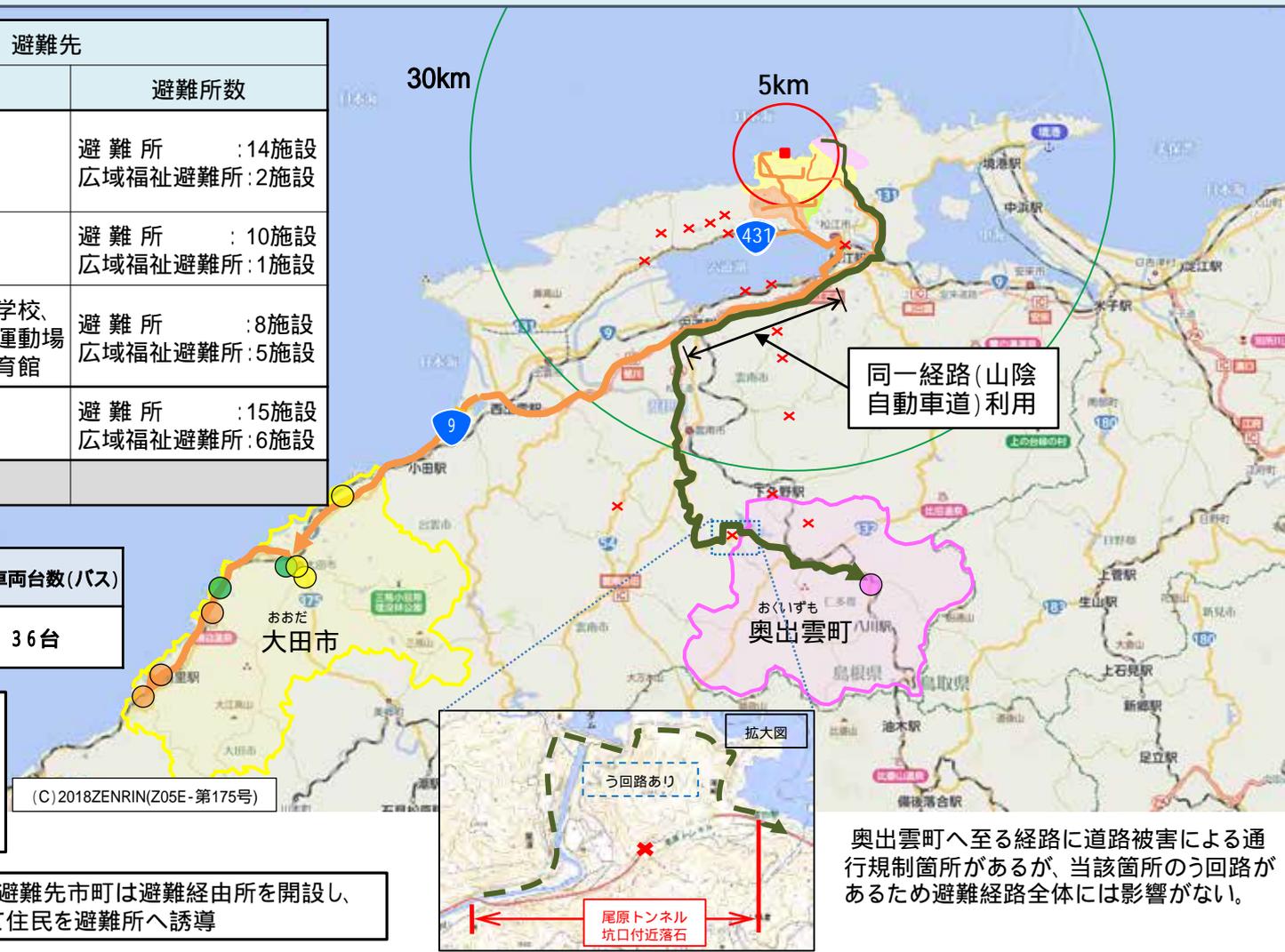
## 参考:必要となる避難手段

自家用車での避難 ができない住民	対象人数	必要車両台数(バス)
	1,128人	36台

### (凡例) 避難経路所

- 大田市避難経路所(鹿島地区)
- 大田市避難経路所(生馬地区)
- 大田市避難経路所(古江地区)
- 奥出雲町避難経路所(島根地区)

(C)2018ZENRIN(Z05E-第175号)



奥出雲町へ至る経路に道路被害による通行規制箇所があるが、当該箇所の上りルートがあるため避難経路全体には影響がない。

円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経路所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導

# 全面緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料31-2

- 宍道湖北部の国道431号線及び宍道湖北側広域農道に通行不能箇所が発生しているため、鹿島地区、生馬地区、古江地区の住民は湖北中学校以東の国道431号線、宍道湖大橋及び山陰自動車道等を利用して、予め定めた避難先(大田市)へ避難。
- 島根地区の住民は当初計画された避難先への経路を經由して、予め定めた避難先(奥出雲町)へ避難を行う。

地区名	一時集結所
鹿島地区	鹿島武道館
	鹿島文化ホール
	恵曇集会所
	古浦集会所
	手結集会所
	片匂集会所
	鹿島東小学校
	上講武公会堂
	御津交流館
	生馬地区
古江地区	古江公民館
	湖北中学校
島根地区	マリゲートしまね

被災した古江小学校  
に代わる一時集結所

鹿島地区
生馬地区
古江地区
島根地区



× 通行止め箇所

安定ヨウ素剤  
緊急配布場所

## 避難の対象となる住民への措置

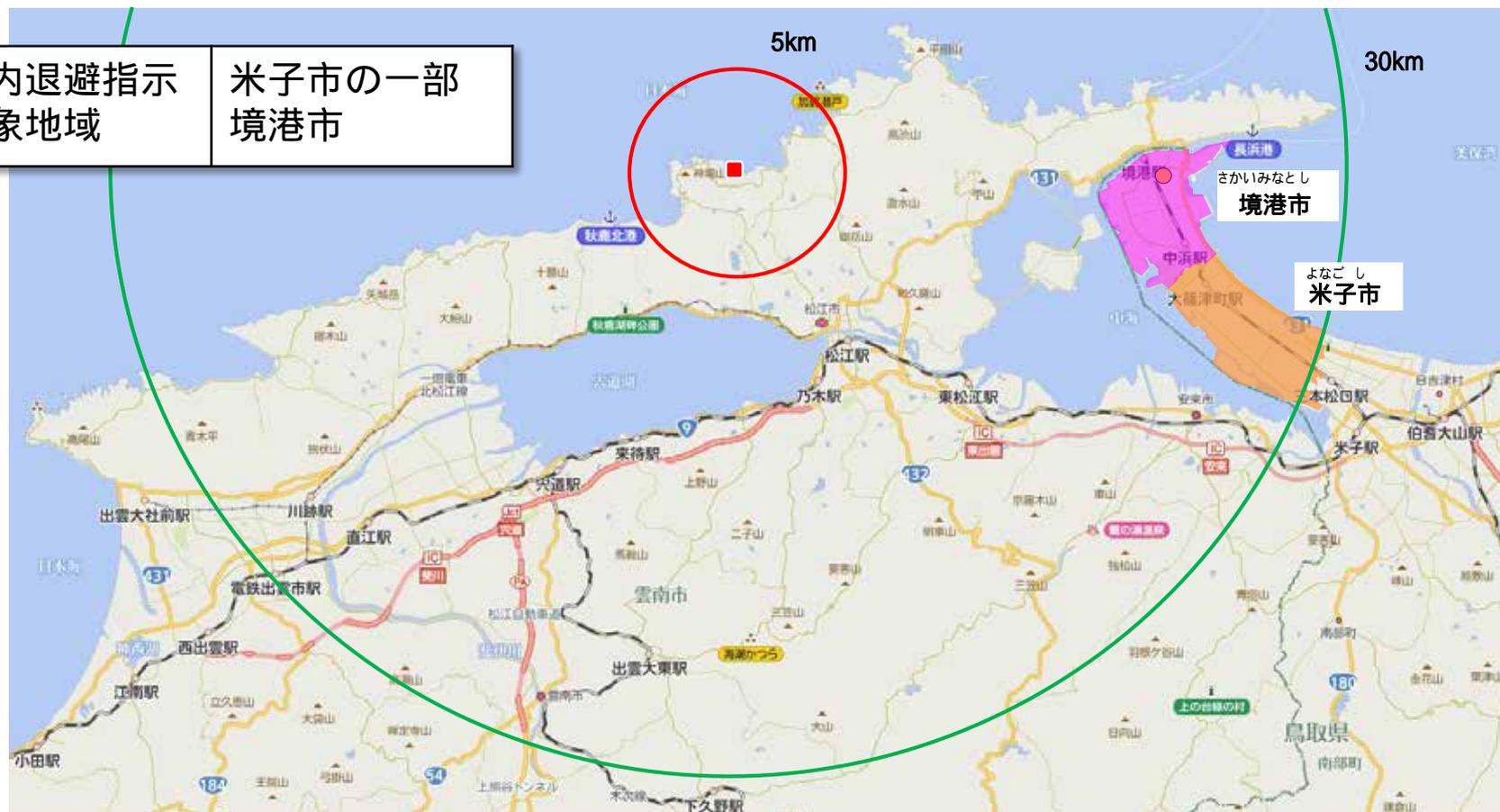
1 対象の住民なし。

## 屋内退避の対象となる住民への措置

1 中国電力株式会社島根原子力発電所のU P Zに含まれる地域の住民は、屋内退避を実施。

屋内退避指示  
対象地域

米子市の一部  
境港市



言川 糸束

## 指 示

令和元年11月9日11時00分

島根県知事 殿  
鳥取県知事 殿  
松江市長 殿  
出雲市長 殿  
安来市長 殿  
雲南市長 殿  
米子市長 殿  
境港市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

中国電力株式会社島根原子力発電所第2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

### 記

- 中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- 中国電力株式会社島根原子力発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- 中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(別紙)

安定ヨウ素剤の服用に当たって

#### 1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

#### 2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

#### 3. 服用量及び服用方法

以下の表<sup>1</sup>に示す。

<sup>1</sup> 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和元年7月3日 全部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg)1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(16.3mg)2包 又は ゼリー剤(32.5mg)1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg)1丸
13歳以上	76	100	丸剤(50mg)2丸

丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

#### 4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。

参 考



区分	都道府県名	市町村名
P A Z	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の一部 ( )
U P Z	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の全域 ( を除く )
		いずもし 出雲市の一部
		やすぎし 安来市の一部
		うんなんし 雲南市の一部
	とっとりけん 鳥取県	よなごし 米子市の一部
		さかいみなとし 境港市の全域



総理による原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議





オフサイト総括の活動



オフサイト総括への報告



広報官による記者会見



総括班の活動



運営支援班の活動



広報班の活動



国際班の活動



プラント班の活動



放射線班の活動



住民安全班の活動



医療班の活動



実動対処班の活動



総括班と放射線班の調整



放射線班と住民安全班の調整



第1回原子力災害合同対策協議会（PAZ避難、UPZ屋内退避指示）





総括班の活動



運営支援班の活動



広報班の活動



放射線班の活動



住民安全班の活動



医療班の活動



実動対処班の活動



プラントチームの活動



EMCの活動状況



モニタリング情報の見える化



EMC活動の記録



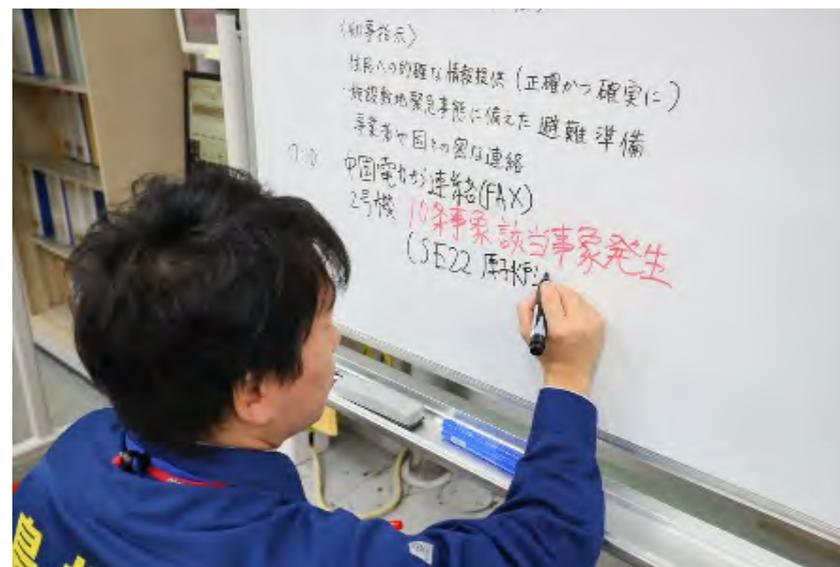
部長協議



対策会議



島根県庁の活動





第1回県災害対策連絡会議



鳥取県庁の活動



鳥取県庁の活動



西部総合事務所の活動



災害対策本部会議



本部長への報告



本部長からの指示



災害対策本部会議



テレビ会議



出雲市の活動

